

～もう一度選挙に行きたい！を実現しよう～

通信 祝 12号
2013. 3. 21

“成年被後見人に選挙権の回復を”

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~seinenkoukensenyoken0201/>

速報・最新情報は、当会のホームページに掲載。ご覧ください。



東京地裁で勝訴判決！

平成 25 年 3 月 14 日 (木)
13 時 30 分～ 103 号法廷

張り詰めた緊張感の中、定塚裁判長が、判決主文を読み上げた。

● 判決主文：



原告が、次回の衆議院議員の選挙および参議院議員の選挙において投票をすることができる地位にあることを確認する。・・・ここで傍聴席から拍手

続いて、判決文が読み上げられたが、とても優しい口調で、わかりやすい言葉だった。



● 判決要旨のポイント

「被後見人に選挙権を認めない公職選挙法 11 条 1 項 1 号は、憲法 15 条 1 項および 3 項、43 条並びに 44 条但し書きに違反するものであり無効である。」

理由 ・選挙権は、国民の政治への参加の機会を保障する基本的権利として議会制民主主義の根幹をなすものであり、一定の年齢に達した国民のすべてに平等に与えられるべきもの、と憲法に謳われている。その国民には、望まざるにもかかわらず障害をもって生まれた者、不慮の事故や病によって障害を持つに至った者、老化という自然的な生理現象に伴って判断力が低下している者など、様々な境遇の者がいて、その方々も「この国がどんなふうになったらいいか、自分たちは幸せか」の意見を国政に届けられることが民主主義。ゆえに、そのような方々から選挙権を奪うのは、選挙の公正を確保し得ないという、極めて例外的な「やむを得ない場合」でなければならない。ところが、後見がついた人が選挙権を行使すると選挙自体の公正がゆがめられる、というようなことはない。

・さらに、成年後見制度は、自己決定の尊重や残存能力の活用、ノーマライゼーションという理念と本人保護のために認められた制度である。後見をつける調査において、選挙能力のあるなしを診断していない。つまり、選挙についての能力を測るのとはまったく別の制度である。

=> したがって、成年被後見人であることを借用して選挙権を剥奪することは憲法上許されない。

定塚裁判長は判決後、原告の名兒耶匠さんに、
「どうぞ選挙権を行使して社会に参加してください。」

堂々と胸を張って、いい人生を生きてください」と語り掛け、傍聴席は、もう一度、拍手に沸きました。



勝訴判決！報告会

14時15分～16時
(ハロー貸会議室虎ノ門)



名児耶さん親子3名と弁護団数名は、記者会見があるため、1時間近く遅れての参加。そこでその間、これまでずっと支援してきた皆で、勝

訴の喜びを分かち合い、感想を述べ合いました。その多くは、「判決文の内容と裁判長が最後に匠さんに話しかけた言葉に感動した」「ここまで頑張ってくれた名児耶さんと最強の弁護団に敬意と感謝の意を表します」「国はやはり控訴してくるのか？ここまで言い切った判決を受け入れて法改正して欲しい！」等の発言でした。

○ 息子は、字は書けないが、大事な一票を持っていることや此処に存在していることを地域の方々に知って欲しい、と思い、親子で投票に行き、選管の方にフォローしてもらって投票していた。しかし昨年、息子の今後を考え、後見をとったことで、やはり投票ハガキは来なかった。夫婦で投票にいったところ「あら？今日は、息子さんはどうされたの？」と声をかけられ、ああ、覚えていてくれたんだ、嬉しい、やっぱり選挙権剥奪はおかしい！

○ 私は、息子の障害が重いため、いろんなことを無理だとあきらめて消極的に生きてきました。選挙権問題はよそごのような思いもありました。私の周りにもそんな親は少なくありません。ですから、名児耶匠さんご家族はすごい！応援しています。毎回の傍聴と報告会での説明で、選挙権は憲法下で人としての当然の権利であり、息子にも権利はあるんだとあらためて思わせてもらい、希望と勇気を頂きました。匠さん、有難うございました。

★弁護団より★

○ 胸のすくような判決でした。選挙権を奪われて納得いかなかった思いが救われるような内容でした。

○ 素晴らしいくだり・・・「様々な境遇にある国民が、高邁な政治的な理念に基づくことはなくとも、この国がどんなふうになったらいいか、どんな施策がされたら幸せか、などについての意見を持ちそれを選挙権行使で国政に届けることこそが、議会制民主主義の根幹であり生命線である」このことが明文化されたことに胸が震えた。

★原告より★

・後見人になったことで選挙権という人権を奪う共犯者になってしまった。その胸のつかえが今日とれました。

司法記者クラブでの記者会見の様子？

- ・弁護団から「日本の障害者権利条約批准に向けた第一歩になる判決で、国際的にも評価される」と称賛。
- ・名児耶匠さんは、晴れ晴れとした表情で「選挙に行けるようになりました」と語った。

Q:「お父さんとお母さんといっしょに選挙に行きたいと思いませんか？」

A:「思います！」

- ・父清吉さんは「予想以上にしっかりとした内容で、近来の名判決だと思う。」

「春一番 うれしく聞いた この判決(しらせ)」と喜びを表現した。

その他

Q:傍聴席に手話通訳が入っていたが、それについてどう思うか？

A:この法廷は、初めから、原告や傍聴者にも、わかる裁判を行おうとしてくれた。例え話を盛り込んで話してくれるなど、国民が理解するにはどうしたらいいかを考えてくださった裁判官。判決文もわかりやすい文にしてくれた。今日もゆっくりと話してくれた。また、手話通訳さんも初めの頃から入れてくれ、場合によっては立って通訳しても良いと言ってくれた。ノーマライゼーションを実現していくといった法廷だったと思う。

★聴覚障害の方から★ 最初から、通訳付きで聴く、という気持ちで参加した。それを裁判官にも伝えてきた。もし通訳が傍聴券に外れたら？→「大丈夫です。裁判所で配慮します。」との回答。じつは今日、通訳が外れてしまったが、申し出たら即入れてくれた。通訳付き傍聴が当たり前になるきっかけの法廷だったと思う。

判決当日は、2時には速報がテレビやネットニュースで流れ、夕方・夜のニュースでは大きく取り上げられました。翌日の朝刊には、トップニュースや社説で掲載と
りあげられるという、驚きの報道でした。そのため、各地・各関係者から続々と、
お祝いのメッセージ・コメントが届きました！ 一部を紹介します。

今回の成年後見選挙権の違憲判決は、国際的にも評価されるだろうことを弁護団が記者会見で伝えました。すると、1987年に今回と同様の違憲判決が出て以降、四半世紀もの間、選挙権について能力制限規定を設けていないオーストリアから、早稲田大学の田山輝明教授を通じて以下のメッセージが届きました。

● オーストリア・インスブルック大学准教授のミヒャエル・ガナー先生より ●
親愛なる田山さん！

この判決に対して心よりお祝いを申し上げます。私は全く特別にうれしく思います。これは、障害を持った人が日本において政治的生活に適切に参加することを可能にする、模範的で、かつ今後の方向性を示す判決であると思います。これによって、障害者権利条約の当該目的も達成されるであります。

敬具



杉浦弁護士からの投げかけ： 3月14日に、「成年被後見人の選挙権を一律に奪う公選
法11条1項1号は違憲だ」という判決が東京地裁で出されました。今回の成年後見の選
挙権の問題は国政選挙について争ったのですが、地方選挙においてもこの規定が及んでい
ます。そこでなのですが、地方自治体で地方選挙について、条例で公職選挙法11条1項
1号の適用を排除して、成年被後見人にも投票権を認めることは出来ないでしょうか。
条例は法律以上に人権制限をすることは憲法上許されませんが、制限の緩和の方向であ
れば憲法にも違反しないと思いますが、自治体の方がいかがでしょうか？

● 世田谷区長 保坂展人さんから ●

たいへん素晴らしい判決、よかったですと思います。成年被後見人の地方選挙における投票権、すぐに何
が出来るか考えてみます。

● 豊島区区議の山口菊子さんから ●

判決は、とても感動しました。地方自治体でも認められるように働きかけをいたします。

● 前区議会議員、NPO 法人東京福祉・まちづくりネット代表理事(社会福祉士) 鹿倉 泰祐さん ●

今まで、議論したことも有りませんでした。かつて永住外国人の地方参政権の付与を議論したことがあ
りますが、その趣旨と同様に考えれば、成年被後見人の地方選挙における参政権の付与は、憲法上、可
能ではないでしょうか。外国人参政権を施行している地方自治体は、それなりにあると聞いているので可
能という事ではないでしょうか。



● 泉徳治氏から ● (元最高裁判事:平成17年在外邦人判決に関わられた裁判官です。現弁護士)



(3.15) 杉浦 ひとみ 先生

この度の勝訴、誠にありがとうございます。

小生は、NHKのインタビューを受け、7時のニュースで若干流れました。原告の方と並んで裁判所に入られる女性弁護士が、先生であろうと拝見しておりました。

先週にレクをし、昨日も30分ほどインタビューを受けましたが、流されるのは20秒程度です。

小生が採用してほしかったのは、『裁判所としては最初の判断で画期的ではあるが、世界の趨勢からすれば当然の判断である』ということですが、流れた部分は、「選挙権が日本で最も基本的な権利であることを明言し、今まで安易に障害者の方の権利を制限してきたことに警鐘を鳴らした評価すべき判決だ。国は今回の判決に従って、すみやかに公職選挙法を改正し、後見人がついた人について一律に選挙権を剥奪する規定を削除すべきだ。」という部分でした。本部の編集者が決めることで、いたし方ありません。

それはともかく、判決は完璧なものでした。判決が完璧ということは、訴訟活動が完璧だということでしょう。お送りいただいた準備書面を拝見しましたが、充実したものでした。この種の事件にエネルギーをほぼ無償で提供しておられる先生方に対し、改めて敬意を表します。

1点だけ、障害者基本法3条1項号が登場しないのは何故かなと思いましたが。抽象的基本理念だからでしょうか。2審、3審と、引き続きご健闘を祈念いたします。 泉 徳治

(3.17) 杉浦 ひとみ 先生

ご両親の笑顔がよかったですね。投票そのものよりも、社会の一員としてみんなと一緒に社会活動に参加することの喜びを表しておられるのでしょうか。

国には、明治憲法の「法律の留保」の影響がまだ残っているのでしょうか。米国学者の、「日本の裁判所は、憲法を裁判規範として考えていないのではないのか。法律だけが裁判規範であると考えているのではないのか」との批判を思い出します。

最高裁は、在外日本人選挙権では、厳格な審査をしましたが、定数是正になると、平等権まで含めて選挙制度の設計を国会の広い裁量にゆだねてしまいますから、用心する必要があると思います。ただし、本件では、対立する利害関係者がいない点で在外日本人のケースに似ていますので、踏み込んでくれそうな気もいたします。

いずれにしても、世界の趨勢からすれば、ごく当たり前の判断であるということを理解させることが有効な気がします。 御健闘を祈念いたします。 泉 徳治



●「成年後見選挙権訴訟」支援者一同 ●

3月14日に違憲判決が出され、「成年後見選挙権訴訟」が勝訴になりました。裁判官の判決文読みあげには心が通っていて、その温かさに感動しました。この国に法が生きていた証を実感しました。

家族三人で選挙に行けることは、社会人としての自覚であり、喜びです。誰もが得ている普通の権利です。何よりも憲法で保証されていて、国民として認められているという実感を伴うものひとつなのです。

どうか、お願いします。【東京地裁平成23年(行ウ)第63号】について、控訴をしないでください。

皆さんへ、控訴期限は2週間。法務省へ「控訴しないでください！」と電報・手紙・fax・メールで届けよう！

日本弁護士連合会も会長談話を出されていますが、日本社会福祉士会から会長声明が出されましたので、掲載します。また、「控訴しないで！」の動きを報告します。

被後見人の選挙権喪失を違憲とした東京地裁判決に対する会長声明

3月14日に東京地方裁判所で、被後見人の選挙権確認請求訴訟への判決が下された。判決は、成年被後見人は選挙権を有しないとされた公職選挙法11条は、憲法15条、43条及び44条ただし書に違反するものであり無効であることを認め、成年被後見人の選挙権を認めることを言い渡した。

本会と都道府県社会福祉士会は、判断能力の衰えている高齢者・障害者の権利擁護のために、成年後見制度を定着させるための体制整備と自ら第三者後見人として活動する受け皿作りを推進してきた。その立場から、本会は、2010年11月16日の「成年後見制度とその運用の改善に関する意見」において、後見類型であることをもって選挙権被選挙権を失うことがないように、選挙権の回復を求めてきた。

言うまでもなく、選挙権は、憲法に規定される基本的人権のひとつであり、憲法15条「参政権」及び14条「法の下での平等」が保障している民主主義における基本的かつ重要な権利である。成年後見制度はノーマライゼーションに基づいた権利擁護のための制度であり、今日、障害者の各方面での社会進出に見られるように合理的配慮の下で選挙権を行使することのできる被後見人も多い。また、後見制度の利用によって選挙権がなくなることを懸念し、制度の活用にいたらない現状も見受けられる。

本会は、今回の東京地方裁判所の判断はこうした現状を打破する画期的なものであり、これを積極的に支持する。国は、本件について控訴をせず、公職選挙法の改正その他の必要な措置を取ることを強く要望する。

2013年3月16日

(社)日本社会福祉士会 会長 山村 睦

法務省訪問報告

控訴しないで!

日時：3月18日（月）10時～10時15分

出席者：弁護団（杉浦・高辻・関哉）、全日本育成会（田中常務、事務局室津）

法務省大臣官房訟務企画課訟務広報官竹中章氏、同課補佐官高橋史典氏他1名

1 申入書（次頁のもの）を提出。毎日新聞のクローズアップ2013を提出。

申入書を高辻弁護士が読み上げ。

2 申入れの趣旨について杉浦弁護士から説明。

全育成田中常務から41万人署名と請願について説明。

3 (杉浦) 法務省の検討状況は？

(竹中) 訴訟については訴訟対応の部署が対応する。本日の申し入れの趣旨は了解した。

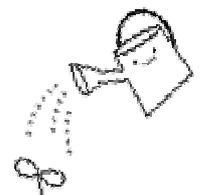
要望については上司に伝える。

(杉浦) 毎日新聞の記事には、成年後見制度創設の際に、法務省は規定の見直しを求めたが自治省側が拒否したとあるが、そのような経緯を内部は知っているのか。

(竹中) 訴訟の中でこれまでの経緯についても検討しているので、そのことは知っている。

(杉浦) 裁判は控訴するのが当然というところがあるが、この件は成年後見制度をよりよくする意味も含めて、控訴せずに前向きに解決してほしい。

以上簡単ですがご報告申し上げます。



法務大臣 谷垣 禎一 殿

2013年3月14日、東京地方裁判所は、公職選挙法11条1項1号（成年被後見人は選挙権を有しないとする規定）を違憲であると判断しました（東京地方裁判所平成23年（行ウ）第63号）。

違憲判断の前提として、同裁判所は、社会に暮らす様々な差違を持つ人々の存在について言及し、その人たちがそれぞれ選挙権を行使できることの重要性と民主主義に思いを致して判決し、これを法廷で説明され、最後に、原告に向かって「どうぞ選挙権を行使して社会に参加して下さい。堂々と胸を張っていい人生を生きて下さい」と声をかけられ、全国の障害当事者および関係者に大きな感動を与えました。

現実には選挙する能力を持たない者を、今の成年被後見人が十分補足しておらず、過度の人権制限になっていることは、誰の目に見ても明らかです。

翻って、生まれながらに、あるいは病気などで障害をもった者などがいて、多くの場合、社会的な偏見や制約の中でたくさんのお子さんをあきらめたり、尊厳をもって生きることが難しかったりする状況にあります。例えば、みなさんのお子さんが一人前の主権者と扱われないとき、その意味がどれほど大きいのか、一度そのことを本気で考えなければ見落とししてしまうことです。

このような立場の者を対象にしているこの公選法11条1項1号は、もっとも弱く、抵抗できない人たちの権利を過度に制限し、吟味することなく放置してきたのです。

判決は、必要があるなら必要がある者を対象にした法を作るべきで、他の制度をもって充て、不適當で過度な制限をすべきではないと述べています。

ところで、こういった憲法訴訟では、多くの場合、負けた側が控訴、上告して裁判が長期化します。しかし、原告の希望は「お父さんとお母さんと一緒に選挙に行きたい」ということであり、現在父親が81歳、母親が80歳という現実を考えると、裁判の長期化は原告とその両親の思いを打ち砕くことになります。公選法は人権の侵害だという一審の判断を先送りすれば、さらなる人権侵害、人として悔やんでも悔やみきれない悲しい侵害をもたらします。

また、この裁判の長期化は、実は原告だけの問題ではなく、選挙権がなくなることを危惧して成年後見の申立てを控える事例が多く存在することに留意すべきです。成年後見制度は本人を個人として尊重し、本人の能力を生かす意味のある制度です。しかしこの裁判が長引けば、問題ある成年後見制度は塩漬けにされ、満足して活用されない制度になったままの状態が続くことになります。

公明党が成年後見制度の改正を現在強く勧めており、判決翌日にも井上義久幹事長が「立法府として重く受け止め、公選法の改正に早急に取り組むべきだ」と発言されています。

また、「国連障害者の権利に関する条約」に署名した日本政府が、次の手順である批准に至るには本件公職選挙法11条1項1号の存在が障害となっているといわれています。

今回は、法務省及び総務省が、成年後見制度のさらなる活用のため、また、権利条約の早期批准のため、控訴を断念され、公職選挙法11条1項1号を削除した上での選挙制度のあり方について早急に検討されるよう強く要望します。そして、このような考えは、判決後、国内外からもたくさん寄せられてきております。昨年、全日本手をつなぐ育成会は総務大臣に11条1項1号の撤廃を求める41万人余の署名を提出していますが、法改正は国民の声であり、急務です。

どうか、控訴をして裁判を長引かせることは控えていただきたく申し入れます。

2013年3月18日

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会
後見選挙権訴訟弁護団

法務省・総務省へ 申し入れ をしよう

国が控訴しないように、また、早期の法改正
(公職選挙法11条1項1号を削除)を行うよう、
皆さまのお力が必要です！ 実現させましょう。

3月14日の勝訴判決
確定のために！
27日迄にお願いします

電話・手紙の場合

※ 住所は「電報の場合」をご参照ください。

*法務省宛て (03-3580-4111)

例：「3月14日に違憲判決が出された原告名兒耶匠さんの成年後見選挙権訴訟（東京地裁平成23年（行ウ）第63号）について、控訴をしないよう申し入れます」

*総務省宛て (03-5253-5111)

例：「3月14日に違憲判決が出された原告名兒耶匠さんの成年後見選挙権訴訟（東京地裁平成23年（行ウ）第63号）を受けて、公職選挙法11条1項1号を削除するよう要請します。」

電報の場合

法務大臣 谷垣禎一 殿
100-8977 千代田区霞が関1-1-1 法務省
03-3580-4111
「3月14日に出された成年後見選挙権訴訟の
違憲判決に対して、控訴しないでください」

総務大臣 新藤義孝 殿
100-8926 千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎第2号館
03-5253-5111
「公選法11条1項1号を削除してください」

ホームページの場合

*法務省宛て <https://www.moj.go.jp/mojmail/kouhouinput.php>

上記アドレス（法務行政に関するご意見・ご提案）に、以下の要領でご記入ください。

- ・ タイトル 「成年後見選挙権訴訟について」
- ・ 意見・提案

「3月14日に違憲判決が出された原告名兒耶匠さんの成年後見選挙権訴訟（東京地裁平成23年（行ウ）第63号）について、控訴をしないよう申し入れます」

*総務省宛て <https://www.soumu.go.jp/common/opinions.html>

上記アドレス（総務省へのご意見・ご提案）に、以下の要領でご記入ください。

- ・ ご意見・ご提案の分野 「地方行政」
- ・ タイトル 「公職選挙法の規定削除要請」
- ・ ご意見・ご提案

「3月14日に違憲判決が出された原告名兒耶匠さんの成年後見選挙権訴訟（東京地裁平成23年（行ウ）第63号）を受けて、公職選挙法11条1項1号を削除するよう要請します。」

FAXの場合

FAX 03-3592-7393

要望書

法務大臣 谷垣禎一 殿

3月14日に違憲判決が出された、原告名兒耶匠さんの
成年後見選挙権訴訟（東京地裁平成23年（行ウ）第63号）
について、絶対に控訴をしないでください。

平成25年3月 日 署名 _____
住所 _____